

グローバルビジネスと人権:
「責任ある AI ガバナンス」ニュースレター 第 3 号:
EU AI Act を読み解く
——単一のハードローはどう動いているか

2026 年 9 月
One Asia Lawyers Group
コンプライアンス・ニューズレター
アジア ESG/SDGs プラクティスグループ

ひとことで言うと

EU AI Act(Regulation(EU)2024/1689)は、用途をリスクの大きさに 4 段階に静的に分類し、段階ごとに異なる法的義務を一つの規則で完結させる「ハードロー一本化型」の規範である。罰則は全世界売上高に連動するため、域外適用を通じて日本企業にも直接の影響が及ぶ。本号発行時点(2026 年 9 月)で特筆すべきは、施行スケジュールの軌道修正がすでに法的に確定した事実である。「Digital Omnibus on AI」(Regulation (EU) 2026/1744)は 2026 年 7 月 24 日に官報公布され、同月 27 日に発効した。高リスク AI 義務の主要部分は 2027 年 12 月 2 日(附属書 III・単体システム)および 2028 年 8 月 2 日(附属書 I・組込み製品)へと法的拘束力をもって延期される一方、透明性義務は当初どおり 2026 年 8 月 2 日に適用開始となっている。「世界初の包括的 AI 法」は、全面適用を迎える直前で自ら軌道修正を完了させたことになる。

はじめに——「世界初の包括的 AI 法」は単純な一本道ではない

第 1 号で示した地図の上では、EU は「ハードロー一本化型」という最も分かりやすい象限に位置づけられる。実際、EU AI Act は用途別のリスクを 4 段階に分類し、義務・罰則を単一の規則の中で完結させるという点で、各国・地域の中でも例外的に体系的な制度設計を持つ。しかし「体系的である」とことと「予定通りに進む」ことは別の話である。施行から 24 カ月の節目である 2026 年 8 月 2 日を目前に控えた 2026 年 7 月、欧州議会・理事会は高リスク AI に関する義務の中核部分を法的に先送りする「Digital Omnibus on AI」を成立させ、官報公布・発効まで完了させた。本号では、まず EU AI Act の基本設計を技術的な正確さをもって整理したうえで、この「軌道修正」が確定させた新しい施行地図の実務的な意味を読み解く。

第 1 部 EU AI Act の設計思想

1. なぜ EU は単一のハードローを選んだのか

第 1 号で見たとおり、規範には条約・国内法・政府ガイドライン・国際規格・企業の自主基準という 5 類型があり、国によってその配合比率が異なる。EU がソフトローの積み上げではなく単一の規則(Regulation)という最も強い法形式を選んだ背景には、GDPR(一般データ保護規則)で確立した「ブリュッセル効果」——EU 域内向けに設計された規制が、域外の事業者の行動にも事実上の世界標準として波及する現象——を、AI 分野でも再現しようとする狙いがあるとみられる。規則は加盟国ごとの国内法化(指令の場合に必要な転換プロセス)を経ずに直接効力を持つため、27 の加盟国に対して同時に同一の義務を課することができる。これが「単一のハードロー」が持つ最大の強みであり、同時に、一度成立すると条文単位での機動的な修正が難しいという弱みの裏返しでもある。

2. 4段階リスク分類とその射程

EU AI Act の中核にあるのが、AI の「用途」を「許容できないリスク」「高リスク」「限定的リスク」「最小リスク」の 4 段階に静的に分類するリスクベース・アプローチである。第 1 号で整理したとおり、これは NIST AI RMF のような循環型・プロセス型のリスクベースとは異なり、AI システムが投入される文脈(採用選考、与信審査、重要インフラ等)をあらかじめ列挙し、該当すれば自動的に義務が発生するという分類型の設計である。

EU AI Actの4段階リスク分類ピラミッド

用途に着目した静的分類。上に行くほど対象は狭く、義務は重い



注：汎用目的AI(GPAI)モデルはこの4分類とは別建て

特定用途に紐づかないGPAIモデル(大規模言語モデル等)には第V章で独自の義務(文書化・著作権遵守・透明性)が課され、訓練計算量が10の25乗FLOPsを超える等「システミックリスク」を持つと判断された場合は、リスク評価・レッドチーミング等の追加義務が上乗せされる。

図1 EU AI Act の4段階リスク分類ピラミッド。上に行くほど対象は狭く、義務は重くなる。GPAI モデルはこの4分類とは独立した第V章の規律を受ける。

実務上もっとも重い意味を持つのが「高リスク」区分である。附属書 III に列挙された用途——採用選考・与信審査・重要インフラの安全部品・教育機関での能力評価・司法手続の支援など——に該当する AI システムの提供者(プロバイダー)は、適合性評価の実施、技術文書の整備、EU データベースへの登録、人間による監視体制の確保といった義務一式を負う。輸入業者・販売業者にも、提供者の適合性評価や技術文書を確認する義務が課される点には注意が必要である。「許容できないリスク」に分類される用途(潜在意識への操作、無差別な顔認識データベースの構築、社会的スコアリングなど)は原則として禁止され、是非の判断余地がない点で他の区分と性質が異なる。

3. GPAI モデルという別建てのレイヤー

生成 AI ブームを受けて大幅に書き加えられたのが、汎用目的 AI(GPAI)モデルに関する第 V 章である。GPAI モデルは特定の用途に紐づかず、下流の様々なシステムに組み込まれるという性質上、4 段階のリスク分類とは別の独立した義務体系の対象となる。具体的には、訓練データの内容に関する十分詳細な要約の公表、モデルの仕様書の整備と下流事業者への情報提供、EU 域内の著作権法遵守のためのポリシー整備などが求められる。

さらに、訓練に用いた計算量が 10 の 25 乗 FLOPs(浮動小数点演算)を超える等、影響力が大きいと判断されたモデルは「システミックリスク」を有するとみなされ、サイバーセキュリティ対策・体系的なモデル評価(レッドチーミング含む)・重大インシデントの報告といった、一段重い追加義務を負う。これらの義務は 2025 年 8 月 2 日からすでに適用が開始されてお

り、欧州委員会が示した「GPAI 実務規範(Code of Practice)」への署名という形で、主要な AI 開発企業が自主的な準拠姿勢を示している。

表 1 確定した 4 段階の施行トラック(2026 年 7 月 Digital Omnibus 後)

適用日	トラック	概要
2026.8.2	透明性義務等(延期対象外)	第 50 条の透明性義務(チャットボット開示・AI 生成物のラベリング)、禁止 AI 行為、AI リテラシー、GPAI モデル関連義務が、当初どおり適用開始。
2026.12.2	ヌード化・CSAM 禁止(新設)	第 5 条に追加された 2 つの新規禁止規定が適用開始。2026 年 8 月 2 日以前に市場投入済みの生成 AI システムも、この日までに技術的表示義務への対応が必要。
2027.12.2	高リスク AI 義務(附属書 III)	採用選考・与信審査等、単体の高リスク AI システムに関する適合性評価・登録・人間監視等の義務一式が適用開始(当初の 2026 年 8 月 2 日から 16 カ月延期)。
2028.8.2	高リスク AI 義務(附属書 I)	医療機器・玩具等、規制対象製品に組み込まれる高リスク AI システムに関する義務が適用開始(当初の 2027 年 8 月 2 日から 12 カ月延期)。

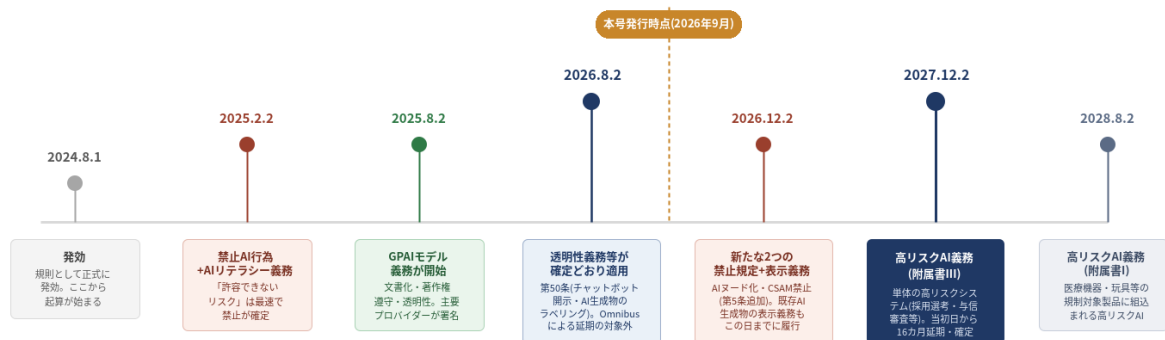
第 2 部 施行はどう動いているか——確定した新スケジュールと残された論点

1. 段階的施行のスケジュール

EU AI Act は 2024 年 8 月 1 日に発効したが、義務は条項ごとに異なる日付で段階的に発生する設計になっている。禁止 AI 行為と AI リテラシー義務は 2025 年 2 月 2 日、GPAI モデルに関する義務は 2025 年 8 月 2 日にそれぞれ適用が開始済みである。発効から 24 カ月後にあたる 2026 年 8 月 2 日には、高リスク AI に関する規定を含む大半の条項が全面適用を迎える——というのが 2024 年成立当初の設計であった。この設計は、2026 年 7 月に成立した Digital Omnibus によって修正されている(詳細は次項)。

EU AI Act 段階的施行タイムライン(2026年7月Digital Omnibus確定後)

2024年8月の発効から、義務は一括ではなく条項ごとに異なる日付で発生する(確定スケジュール)



注: Digital Omnibus on AI(Regulation (EU) 2026/1744)は2026年6月16日の欧州議会承認、同月29日の理事会採択を経て、7月24日に官報公布・7月27日に発効した。

高リスク義務は附属書III(単体システム)が2027年12月2日、附属書I(組込み製品)が2028年8月2日へと法的に確定した形で延期されている。透明性義務(第50条)、AIヌード化・CSAM禁止(新設)、禁止AI行為・AIリテラシー・GPAIモデルの各義務は、この延期の対象外である。

出典: Regulation (EU) 2026/1744 of the European Parliament and of the Council(OJ L, 2026年7月24日); 欧州委員会 AI Office 公表資料をもとに編集部作成。

図2 EU AI Act 段階的施行タイムライン(2026 年 7 月 Digital Omnibus 確定後)。義務は一括ではなく条項ごとに発生し、高リスク義務は附属書 III(単体システム)が 2027 年 12 月 2 日、附属書 I(組込み製品)が 2028 年 8 月 2 日へと確定的に延期された。

2. Digital Omnibus による軌道修正——確定した新スケジュールを正確に読む

ここで本号がもっとも強調したいのが、この全面適用の直前というタイミングで、欧州委員会・欧州議会・理事会が自ら制度を手直しする「Digital Omnibus on AI」パッケージを、実際

に法として成立させたという事実である。2026年5月7日の三者間暫定合意、同年6月16日の欧州議会本会議での承認、同月29日の理事会による正式採択という手続を経て、パッケージは同年7月24日に官報(Official Journal)で公布され、その3日後の7月27日、Regulation (EU) 2026/1744として発効した。当初の高リスク義務適用日であった2026年8月2日を目前にした、文字どおり滑り込みでの法制化である。

確定した内容によれば、延期の対象は高リスクシステムに関する義務であるが、対象となるAIシステムの類型によって新たな適用日は二段階に分かれる。附属書IIIに列挙された単体の高リスクAIシステム(採用選考・与信審査等)については2026年8月2日から2027年12月2日へ、医療機器・玩具等の規制対象製品に組み込まれる附属書Iの高リスクAIシステムについては2027年8月2日から2028年8月2日へ、それぞれ延期される。他方、禁止AI行為・AIリテラシー・GPAIモデルに関する規則、そして2026年8月2日から適用が開始される透明性義務(第50条。チャットボットの開示・AI生成物のラベリング等)は、いずれも既存のスケジュールのまま影響を受けない。加えて、AIによる画像の性的な加工(いわゆる「ヌード化」アプリ)と児童性的虐待コンテンツ(CSAM)の生成・改変に関する2つの新たな禁止規定が第5条に追加され、これらは高リスク規制の延期とは切り離され、2026年12月2日から適用される。欧州委員会・欧州議会がこの2項目だけは先送りの対象から明確に外し、むしろ新規に禁止類型を追加してまで対応を急いだことは、EUが「越えてはならない一線」をどこに引いているかを象徴的に示している。なお、2026年8月2日より前に市場投入済みの生成AIシステムについても、第50条2項が求める機械可読な形式でのAI生成コンテンツの識別表示義務は2026年12月2日までの履行が求められる。

Digital Omnibus はまた、高リスク分類の基準となる「安全コンポーネント」の定義を精緻化し、利便性向上を目的とするにとどまり、故障しても健康・安全を脅かさないシステムは自動的に高リスクに該当しなくなる方向で調整している。さらに、高リスクシステムが同一事業者のGPAIモデルの上に構築されている場合や、大規模プラットフォーム(VLOP)に組み込まれている場合の監督権限を、欧州委員会内のAI Officeに一元化する見直しも行われた。これは各国当局と欧州機関の重複した監督を解消し、より一貫した執行体制を目指すものと位置づけられている。このほか、①中小企業(SME)向けの簡素化措置を、新設された「中規模企業(small mid-cap, SMC)」区分にも拡張したこと、②自社のAIシステムが第6条3項により高リスクに該当しないと判断する提供者に対し、簡素化した形でEUデータベースへの登録義務を復活させたこと、③加盟国レベルの規制サンドボックスの整備期限を2027年8月2日に後ろ倒ししたこと、④AIリテラシー(第4条)の義務を「十分な水準を確保する義務」から「その向上を支援するための措置を講じる義務」へと努力義務寄りに再定義したこと——も、実務上見落とされがちだが重要な変更点である。

実務上の含意は明確である。「2026年8月までに高リスク対応を終える」という従来の前提は、法的にも過去のものとなった。とはいえ義務そのものが消えるわけではなく、附属書IIIシステムであれば2027年12月2日、附属書Iシステムであれば2028年8月2日という、新たな法定期限に置き換わったにすぎない。むしろ、付与された猶予期間を「対応不要」のサインと読み違えることのほうが、長期的なコンプライアンスリスクとしては大きい。欧州委員会はDigital Omnibusの成立と歩調を合わせる形で、実施細則の整備も並行して進めている。高リスク分類(第6条)に関するガイドラインは2026年5月19日に案が公表され、7月23日までの意見募集を経て年内の確定を目指す段階にとどまる一方、透明性義務(第50条)に関するガイドラインは2026年7月20日、2026年8月2日の適用開始を目前にして確定版が採択された。あわせて、AI生成コンテンツの表示に関する行動規範(Code of Practice on Transparency of AI-Generated Content、同年6月10日公表)についても、欧州委員会とAI Boardが「適切(adequate)」との評価を確定させている。高リスク義務の実務的な土台となる整合規格(harmonised standards)についても動きがあった。附属書IIIの高リスクシステムに求められる品質マネジメントシステム(第17条)を対象とするEN 18286が2026年7月12日にCEN-

CENELEC で承認され、AI Act 関連の整合規格として初めて承認段階に到達している。もっとも、第 40 条の適合性推定効が生じるのは EU 官報(OJEU)への引用告示以降であり、本号発行時点ではその告示はまだ確認されていない。猶予期間は「制度の余白」ではなく「実務対応を精緻化するための準備期間」として位置づけるべきである。

3. 罰則体系——なぜ「全世界売上高」基準が重いのか

違反の類型	上限額(いずれか高い方)
禁止 AI 行為への違反	3,500 万ユーロ、または全世界年間総売上高の 7%
高リスク AI 等の主要な義務への違反	1,500 万ユーロ、または全世界年間総売上高の 3%
当局への不正確・不完全な情報提供	750 万ユーロ、または全世界年間総売上高の 1%

注目すべきは、上限額が固定の金額ではなく「全世界の年間総売上高」に連動する点である。これは GDPR と同じ設計思想であり、EU 域内での売上規模にかかわらず、企業グループ全体の世界売上高が基準となり得る。中小企業・スタートアップには、いずれか低い方の金額が適用されるなど一定の配慮があるが、グローバル展開する大企業にとっては、EU 域内事業の規模感だけでリスクを過小評価できない制度設計になっている。

4. 域外適用と日本企業への射程

EU AI Act は GDPR と同様に域外適用の規定を持つ。EU 域内に拠点を持たない事業者であっても、EU 域内の利用者に AI システムを提供する場合、または EU 域内で生成される出力を AI システムが利用する場合には、規律の対象となり得る。日本企業にとっては、EU 子会社経由でのサービス提供はもちろん、日本国内から直接 EU 市場向けに AI 機能を組み込んだ製品・サービスを展開するケースも対象になり得るため、「EU に拠点がないから関係ない」という整理は成り立たない。

用語集——本号のキーワード

用語	ひとことで言うと
ハイリスク AI	附属書 III に列挙された用途(採用選考・与信・重要インフラ等)に該当し、適合性評価や登録など最も重い義務が課される AI システム。
GPAI(汎用目的 AI モデル)	特定用途に紐づかず、幅広いタスク・下流システムに組み込まれ得る AI モデル。4 段階分類とは別建ての義務を負う。
システミックリスク	訓練計算量が 10 の 25 乗 FLOPs を超える等、影響力が大きい GPAI モデルに認定され、追加の安全対策が求められる状態。
適合性評価	高リスク AI システムが要件を満たしているかを、市場投入前に確認する手続。多くは提供者の自己評価で足りるが、一部は第三者機関の関与が必要。
Digital Omnibus on AI	2026 年 7 月 27 日に発効した Regulation (EU) 2026/1744。高リスク義務の適用時期(附属書 III:2027 年 12 月 2 日、附属書 I:2028 年 8 月 2 日)や安全コンポーネントの定義等を確定的に調整した改正規則。
ブリュッセル効果	EU 域内向けに設計された規制が、域外事業者の行動にも事実上の世界標準として波及する現象。GDPR で確立した概念。

読者のための視点：施行スケジュールを追うときの 3 つの問い

- ①この義務はすでに適用済みか、それとも将来の適用日待ちか(条項ごとに日付が異なる)。
②Digital Omnibus 等の見直しは、義務の中身を変えるのか、それとも適用時期だけを動かすのか。
③自社が提供・利用する AI は、4 段階分類のどこに位置し、GPAI としての義務を別途負っていないか。この 3 つを切り分けて整理することで、報道の「延期」という見出しだけに振り回されずに済む。

日本企業のための実務チェックリスト

- 2026 年 8 月 2 日から適用が開始された第 50 条の透明性義務(チャットボットである旨の開示、AI 生成コンテンツのラベリング等)への対応状況を点検し、未対応があれば直ちに是正する。
- 自社が提供・利用する AI システムが、EU 域内の利用者向けかどうかを棚卸しする(域外適用の該否判定)。
- 附属書 III の高リスク用途リストと自社サービスを照合し、該当する可能性がある機能を特定する。
- 自社または委託先が提供する GPAI モデルについて、訓練データ要約・仕様書整備等の義務がすでに発生していないか確認する。
- 確定した新スケジュール(附属書 III:2027 年 12 月 2 日、附属書 I:2028 年 8 月 2 日)を社内の AI 担当部門と共有し、確定済みの透明性義務(第 50 条)ガイドライン(2026 年 7 月 20 日公表)を実務に反映するとともに、案の段階にある高リスク分類(第 6 条)ガイドラインの確定動向を継続的にモニタリングする。
- AI ノード化・CSAM に関する新規禁止(第 5 条、2026 年 12 月 2 日適用)は確定済みであり、既存 AI 生成システムの技術的表示義務の期限(同日)とあわせて、関連するコンテンツモデレーション体制・ラベリング機能を最優先で点検する。
- 2027 年 12 月 2 日に向けた品質マネジメントシステム(第 17 条)の整備は、2026 年 7 月に承認された整合規格 EN 18286 を参照しつつ準備を進める。ただし OJEU 引用告示前は適合性推定効が生じない点に留意し、ISO/IEC 42001 等の国際規格による補完的な運用状況もあわせて確認する。

次号予告

第 4 号では、視点を EU から米国・中国・グローバルサウスへと移し、オープンウェイトモデルの急速な普及がもたらす地政学的な力学と、チップ輸出規制を巡る攻防を取り上げる。第 1 号で示した「ハードロー対ソフトロー」という静的な地図に、計算資源(チップ)とモデル(オープンウェイト)という動的な変数を重ね合わせることで、規制環境の読み方がもう一段立体的になるはずである。

参照すべき一次情報源・規範

- Regulation (EU) 2024/1689 of the European Parliament and of the Council (EU AI Act)
- Regulation (EU) 2026/1744 of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 2024/1689(Digital Omnibus on AI。OJ L, 2026 年 7 月 24 日公布、同月 27 日発効)
- European Commission, draft Guidelines on the classification of high-risk AI systems under Article 6 AI Act(2026 年 5 月 19 日公表、意見募集は同年 7 月 23 日締切。確定版は 2026 年内に公表予定)
- European Commission, Guidelines on the transparency obligations under Article 50 AI Act(確定版。2026 年 7 月 20 日公表)
- European Commission, "Code of Practice for General-Purpose AI Models"(2025 年 7 月公表)
- European Commission, "Guidelines on the scope of the obligations for general-purpose AI models"(2025 年 7 月 18 日公表)



- European Commission, "Code of Practice on Transparency of AI-Generated Content"(2026 年 6 月 10 日公表。同年 7 月、欧州委員会・AI Board が適切性を確認)
- CEN-CENELEC, EN 18286 "Artificial intelligence — Quality management system for EU AI Act regulatory purposes"(第 17 条 QMS に対応する整合規格。2026 年 7 月 12 日承認。本号発行時点で OJEU 引用告示は未確認)

信頼できる文献・解説リソース

- 欧州委員会 AI Office 公式ページ——施行スケジュールの一次情報源として継続的に確認すべき。
- デロイト トーマツ、PwC Japan 等の EU AI Act 解説レポート——適用日・罰則体系を実務的に整理した二次資料。
- CMS Law-Now、Bird & Bird 等の欧州法律事務所による Digital Omnibus 追跡記事——制度修正の最新動向を把握するのに有用。

【注記】本稿の執筆にあたり、AI (Claude, Anthropic) を草稿作成・校正に活用しています。これは AI の強みを執筆のプロセスに組み入れることで、論考の質を高めることを目指した積極的な選択です。当然ながら、内容・法的分析・文責はすべて著者に帰属します。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

◆ アジア ESG/SDGs プラクティスグループ ◆

One Asia Lawyers は、ESG・SDGs と人権 DD に関して、東南アジア・南アジア・オセアニアなどの海外においても、各国の法律実務に精通した専門家が、現地に根付いたプラクティカルなアドバイス提供およびニュースレター、セミナーなどを通じて情報発信を行っています。ESG・SDGs・人権 DD に関連してご相談がございましたら、以下の各弁護士までお気軽にお問い合わせください。

<著者／アジア ESG/SDGs プラクティスグループ>

	齋藤 彰 One Asia Lawyers Group 顧問 弁護士・神戸大学名誉教授・CEDR 認定調停人 大手海運会社で北米・紅海・欧州向けの自動車専用船の運行管理を経験したのち、研究者への転身を決意。神戸大学法学研究科で比較契約法・国際取引法・国際 ADR 等の教育研究に従事し、学生の国際模擬仲裁大会参加等を促進することにより、法律学のグローバル化に努めてきた。また法科大学院生の海外インターンシップ制度や英語による LL.M.プログラムの創設を主導した。その間に、ICC 仲裁及び調停の実務にも従事し、英国を代表する ADR 機関である CEDR の調停スキルトレーニング (CEDR MST) の日本での初の実施に尽力した。2018 年から One Asia Lawyers の顧問に就任し、実務・教育・研究の架橋に勤めてきた。ビジネスと人権及び海外腐敗慣行防止に向けた規律枠組みの最新動向の調査研究にも取り組んでいる。 akira.saito@oneasia.legal
	難波 泰明 弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士アジア ESG/SDGs プラクティスグループ リーダー 国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。 yasuaki.nanba@oneasia.legal 06-6311-1010
	佐野 和樹 One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法） ミャンマー・マレーシア統括 アジア ESG/SDGs プラクティスグループ 2013 年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行う M&A Advisory Co., Ltd. で 3 年間勤務。2016 年の One Asia Lawyers 設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019 年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住しながらミャンマー・マレーシア統括責任者として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。 kazuki.sano@oneasia.legal